

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編	第 2 編	<p>アルコール含有菓子類等の取扱いについて明確化するとともに、所要の整備を行った。</p> <p>所要の整備を行った。</p> <p>「工業標準化法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p> <p>「未成年者飲酒禁止法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p> <p>「酒税法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p> <p>「未成年者飲酒禁止法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p> <p>所要の整備を行った。</p> <p>所要の整備を行った。</p> <p>「未成年者飲酒禁止法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p> <p>所要の整備を行った。</p> <p>「工業標準化法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p> <p>3-10</p> <p>酒母等を移出等する場合の承認の取扱いについて整備を行った。</p> <p>不可飲処置を命ずる場合の取扱いについて整備を行った。</p> <p>所要の整備を行った。</p> <p>酒類に不可飲処置を施す場合の承認を追加した。</p> <p>「工業標準化法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p> <p>酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱いについて見直しを行った。</p> <p>「工業標準化法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p>
2-1-4	(新設)	
2-1-5	2-1-4	
2-1-6	2-1-5	
2-1-7	2-1-6	
3-共通事項-5	3-共通事項-5	
3-リキュール-3	3-リキュール-3	
9-1-17	9-1-17	
10-10-1	10-10-1	
10-10-4	10-10-4	
10-11-4	10-11-4	
10-12-2	10-12-2	
11-1-3	11-1-3	
14-1	14-1	
28 の 3-6-1	28 の 3-6-1	
30 の 2-1、2 及び	30 の 2-1、2 及び	
3-10	3-10	
44-2-2	44-2-2	
44-3-1	44-3-1	
46-1-3	46-1-3	
50-1-1	50-1-1	
50-1-7	50-1-7	
50-1-11	50-1-11	
50-1-13	50-1-13	
第 3 編	第 3 編	<p>所要の整備を行った。</p> <p>所要の整備を行った。</p>
87 の 4-1-1	87 の 4-1-1	
87 の 4-1-4	87 の 4-1-4	
第 4 編	第 4 編	<p>「未成年者飲酒禁止法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p>
81-1-3	81-1-3	
第 8 編	第 8 編	<p>「工業標準化法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。</p>
第 1 章	第 1 章	
86 の 5-1	86 の 5-1	

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
86 の 5-2	86 の 5-2	所要の整備を行った。
86 の 5-3	86 の 5-3	所要の整備を行った。
86 の 5-6	86 の 5-6	所要の整備を行った。
86 の 6-2	86 の 6-2	精米歩合が 1 %未満のもの表示について明示した。
86 の 6-4	86 の 6-4	「農林物資の規格化等に関する法律」の一部改正に伴う所要の整備を行った。
86 の 6-6	86 の 6-6	} 「未成年者飲酒禁止法」の一部改正に伴う所要の整備を行った。
86 の 9-1-4	86 の 9-1-4	
86 の 9-1-5	86 の 9-1-5	
86 の 9-9-2	86 の 9-9-2	所要の整備を行った。